

措置状況総括表

令和2年5月29日公表分

平成26年度監査テーマ:徳島県の病院事業の財務に関する事務の執行全般並びに地方独立行政法人徳島県鳴門病院の財務に関する事務の執行全般

指摘・意見の数 指摘17(うち措置済み16, 措置中0, 措置予定1, 検討中0, 不措置0) 意見40(うち措置済み39, 措置中0, 措置予定1, 検討中0, 不措置2)
 (※1つの意見に複数の措置をとったものがあるため, 合計数とは一致しない。)

担当課別の措置状況 (※1つの指摘・意見が複数の課等にまたがる場合があるため, 上記「指摘・意見の数」とは一致しない。)

担当課等	措置状況					指 摘					意 見				
	措置済み	措置中	措置予定	検討中	不措置	措置済み	措置中	措置予定	検討中	不措置	措置済み	措置中	措置予定	検討中	不措置
病院局	13	12		1		28	25		1		2				
総務課	3	3				1	1								
経営改革課	10	9		1		27	24		1		2				
中央病院	8	7		1		14	12		1		1				1
薬剤局						1	1								
事務局	8	7		1		13	11		1		1				1
三好病院 事務局	3	3				9	8								1
海部病院 事務局	4	4				4	4								
(地独)鳴門病院	1	1				11	11								
医務局薬剤部						1	1								
事務局人事課						1	1								
事務局施設課	1	1													
事務局経理課						4	4								
事務局用度課						2	2								
事務局医事課						3	3								
徳島県医療政策課						1	1								
合計(※)	29	27		2		67	61		2		4				
構成比	100%	93.1%		6.9%		100.0%	91.0%		3.0%		6%				

(参考)

令和元年5月31日公表分

指摘・意見の数 指摘17(うち措置済み14, 検討中3, 未措置0) 意見40(うち措置済み34, 検討中6, 未措置0)

平成30年5月31日公表分

指摘・意見の数 指摘17(うち措置済み14, 検討中3, 未措置0) 意見40(うち措置済み30, 検討中10, 未措置0)

平成29年5月31日公表分

指摘・意見の数 指摘17(うち措置済み14, 検討中3, 未措置0) 意見40(うち措置済み28, 検討中12, 未措置0)

平成28年5月13日公表分

指摘・意見の数 指摘17(うち措置済み7, 検討中10, 未措置0) 意見40(うち措置済み27, 検討中13, 未措置0)

平成27年9月30日公表分

指摘・意見の数 指摘17(うち措置済み6, 検討中11, 未措置0) 意見40(うち措置済み9, 検討中31, 未措置0)

措置状況一覧表

平成26年度監査テーマ：徳島県の病院事業の財務に関する事務の執行全般並びに地方独立行政法人徳島県鳴門病院の財務に関する事務の執行全般

II 中央病院

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
61-65	6 臨床検査業務の委託	<p>プロポーザルの実施に当たっては、十分な参加申込み期間を設け、業者が応募しやすい環境を整えるべきである。</p> <p>また、一者随意契約をする際に徴収する見積書は、十分な検討が可能となるよう時間的余裕を持って徴収依頼するようにし、見積書記載の金額そのままに契約するのは避けるべきである。そして、実際に見積書徴収後に価格交渉を行ったのであればその経緯の書類は残しておくようにすべきである。(意見)</p>	<p>令和2年度において、当該委託業務のプロポーザルによる業者選定を行う予定であり、その際には、長期継続契約とするとともに、十分な参加申込期間を設ける。</p> <p>(中央病院事務局・病院局経営改革課)</p>	措置予定
			<p><参考：平成27年9月30日公表分></p> <p>プロポーザルの公告期間については、十分な申込期間をとるよう検討する。</p> <p>また、一者随意契約についても、時間的余裕を持って見積徴収する等、改善に向けて検討する。</p> <p>(中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	検討中
		<p>臨床検査業務委託契約について、一者随意契約を繰り返す現状は是非とも改めるべきである。仮に複数年契約が必要であるのであれば、条例を改正し、あるいは議会の決議を経た上で、締結すべきであって、運用による条例や手続の潜脱は許されない。(指摘)</p>	<p>令和2年度において、当該委託業務のプロポーザルによる業者選定を行う予定であり、その際には、平成28年10月に一部改正された「徳島県長期継続契約に関する条例」に基づき、長期継続契約を締結する。</p> <p>(中央病院事務局・病院局経営改革課)</p>	措置予定
			<p><参考：平成27年9月30日公表分></p> <p>複数年契約については、長期継続契約に関する条例の改正等、関係部局との協議を進める。</p> <p>(中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	検討中
65-71	7 医事・クラーク等業務の委託	<p>プロポーザルの実施に当たっては、十分な参加申込み期間を設け、業者が応募しやすい環境を整えるべきである。(意見)</p>	<p>令和元年度に実施したプロポーザルにおいて、参加企業募集期間を、前回プロポーザルの8日間から24日間に延ばした。</p> <p>(中央病院事務局)</p>	措置済み
			<p><参考：平成27年9月30日公表分></p> <p>プロポーザルの公告期間については、十分な申込期間をとるよう検討する。</p> <p>(中央病院事務局医事課)</p>	検討中

		<p>医事・クラーク等業務委託契約について、一者随意契約を繰り返す現状は是非とも改めるべきである。仮に複数年契約が必要であるのであれば、条例を改正し、あるいは議会の決議を経た上で、締結すべきであって、運用による条例や手続の潜脱は許されない。</p> <p>さらに変更契約において疑問あるいは不適切な点が見受けられた。今後変更契約を締結するにあたっては、必要かどうか、適切か否かを十分検討すべきである。(指摘)</p>	<p>令和元年度において、当該委託業務のプロポーザルによる業者選定を実施した。平成28年10月に一部改正された「徳島県長期継続契約に関する条例」に基づき、令和2年度に業務委託期間3年間の長期継続契約を締結した。</p> <p>(中央病院事務局・病院局経営改革課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成27年9月30日公表分> 複数年契約については、長期継続契約に関する条例の改正等、関係部局との協議を進める。</p> <p>また、変更契約については、文書のダブルチェック、施行点検を実施する等手続の改善を図った。なお、指摘があった不適切な変更契約の増額分については、平成27年4月10日受託業者から返金させた。</p> <p>(中央病院事務局医事課・病院局経営企画課)</p>	<p>措置済み</p> <p>-----</p> <p>検討中</p>
71-73	8 物品管理・洗浄滅菌業務及び給食業務の委託	<p>物品管理・洗浄滅菌業務委託契約及び給食業務契約について、一者随意契約を繰り返す現状は是非とも改めるべきである。仮に複数年契約が必要であるのであれば、条例を改正し、あるいは議会の決議を経た上で、締結すべきであって、運用による条例や手続の潜脱は許されない。(指摘)</p>	<p>物品管理・洗浄滅菌業務については、県立3病院を一括して平成29年2月にプロポーザルによる業者選定を実施し、平成28年10月に一部改正された「徳島県長期継続契約に関する条例」に基づき、平成29年9月から3年間の長期継続契約を締結した。</p> <p>給食業務についても、令和元年10月にプロポーザルによる業者選定を実施し、令和2年4月から3年間の長期継続契約を締結した。</p> <p>(中央病院事務局・病院局経営改革課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成27年9月30日公表分> 複数年契約については、長期継続契約に関する条例の改正等について、関係部局との協議を進める。</p> <p>(中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	<p>措置済み</p> <p>-----</p> <p>検討中</p>
77-80	10 保留レセプトの取り扱い	<p>診療月から相当期間経過しているにもかかわらず保留状態となっているレセプトが散見されるが、できるだけ速やかに提出すべきである。</p> <p>また、保留レセプトにかかわる診療報酬については実際の請求時まで会計処理が行われていないが、通常の診療報酬債権と同様に診療月の末日に医業収益及び医業未収金を計上すべきである。(意見)</p>	<p>保留レセプトについては、毎月、院内会議での注意喚起や委託業者との検討会議を行い、速やかな処理に努めている。</p> <p>また、保留レセプトに係る診療報酬の会計処理については、他県の状況調査や決算調製の影響等の検討を行ってきたところ、公認会計士から年度末決算時点において、概算額で医業収益及び医業未収金に計上することが望ましいとの見解を得たため、令和元年度決算から計上を行った。</p> <p>(中央病院事務局・病院局経営改革課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成27年9月30日公表分> 保留レセプトについて、迅速な処理を進めるため、毎月院内会議において報告し、注意喚起を行うこととし、できる限り速やかな処理に努め、可能なものから順次提出を行っている。</p>	<p>措置済み</p> <p>-----</p> <p>検討中</p>

			<p>保留レセプトに関わる診療報酬の会計処理については、他県の状況を調査する等検討を進める。 (中央病院事務局医事課・病院局総務課)</p>	
80-84	11 返戻レセプトの取り扱い	<p>レセプトが返戻されてから相当期間経過しているにもかかわらず再請求未了となっているレセプトが散見されるが、早急に再請求すべきである。 また、返戻レセプトにかかわる診療報酬については適切とはいえない会計処理が行われているが、返戻を受けた場合であっても、再請求不可能なものは別にして診療報酬債権自体は消滅しないため、会計処理は不要である。(意見)</p>	<p>レセプトが返戻されてから相当期間経過しているものについては、処理方針の検討を行い、順次再請求を行った。また、保留レセプトと同様に、毎月、院内会議での情報共有や委託業者との検討会議を実施し、速やかに再請求を行うよう努めている。</p> <p>返戻レセプトに係る会計処理については、審査支払機関からレセプトが返戻された時点で、既に計上している医業収益及び医業未収金の減額処理を行い、レセプトを修正して再請求を行った時点で、改めて医業収益及び医業未収金を計上している。また、決算時期を越えて翌年度に返戻された場合には、前期損益修正として医業未収金を雑損失に振り替える処理を行っている。</p> <p>意見のとおり個々の債権毎に伝票処理を行うとなれば、財務会計システムでの処理が膨大となり、実務上困難である。</p> <p>現行の会計処理については、他県でも同様の処理を行っていることや病院局において指導、助言を受けている公認会計士からも誤った会計処理ではないとの見解を得たことから、現行の会計処理を継続する。 (中央病院事務局・病院局経営改革課)</p>	<p>措置済み</p> <p>不措置</p>
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 相当期間経過後のレセプトについては、処理方針を検討し、可能なものから再請求を行うこととした。 また、提出期間経過後のレセプトの会計処理については、平成27年2月から、病院への報告を行うよう改善した。 会計処理については、意見のとおり改善するためには、個々の債権管理を行うための管理システムの導入が不可欠となることから、予算措置、事務処理方法を含めて見直しについて検討する。 (中央病院事務局医事課・病院局総務課)</p>	<p>検討中</p>

III 三好病院

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
116-117	7 保留レセプトの取り扱い	<p>診療月から相当期間経過しているにもかかわらず保留状態となっているレセプトが見受けられるが、早急に提</p>	<p>保留レセプトについては、毎月、委託業者と情報共有を図り、処理案を決定し、速やかに提出するよう努めている。</p>	<p>措置済み</p>

		<p>出すべきである。</p> <p>また、保留レセプトにかかわる診療報酬については実際の請求時まで会計処理が行われていないが、通常の診療報酬債権と同様に診療月の末日に医業収益及び医業未収金を計上すべきである。(意見)</p>	<p>また、保留レセプトに係る診療報酬の会計処理については、他県の状況調査や決算調製の影響等の検討を行ってきたところ、公認会計士から年度末決算時点において、概算額で医業収益及び医業未収金に計上することが望ましいとの見解を得たため、令和元年度決算から計上を行った。</p> <p>(三好病院事務局・病院局経営改革課)</p>	
			<p><参考：平成27年9月30日公表分></p> <p>相当期間経過後のレセプトについては、平成26年9月から、処理案を決定し順次処理を進め、提出を行っている。</p> <p>保留レセプトに関わる診療報酬の会計処理については、他県の状況を調査する等検討を進める。</p> <p>(三好病院事務局医事課・病院局総務課)</p>	<p>検討中</p>
118-120	8 返戻レセプトの取り扱い	<p>レセプトが返戻されてから相当期間経過しているにもかかわらず再請求未了となっているレセプトが散見されるが、早急に再請求すべきである。</p> <p>さらに、返戻レセプトにかかわる診療報酬については適切とは言いがたい会計処理が行われているが、返戻を受けた場合であっても、再請求不可能なものは別にして診療報酬債権自体は消滅しないため、会計処理は不要である。(意見)</p>	<p>レセプト返戻後の処理については、保留レセプトと同様に、毎月、委託業者と情報共有を図り、処理案を決定し、速やかに再請求を行うよう努めている。</p> <p>返戻レセプトに係る会計処理については、審査支払機関からレセプトが返戻された時点で、既に計上している医業収益及び医業未収金の減額処理を行い、レセプトを修正して再請求を行った時点で、改めて医業収益及び医業未収金を計上している。また、決算時期を越えて翌年度に返戻された場合には、前期損益修正として医業未収金を雑損失に振り替える処理を行っている。</p> <p>意見のとおり個々の債権毎に伝票処理を行うとなれば、財務会計システムでの処理が膨大となり、実務上困難である。</p> <p>現行の会計処理については、他県でも同様の処理を行っていることや病院局において指導、助言を受けている公認会計士からも誤った会計処理ではないとの見解を得たことから、現行の会計処理を継続する。</p> <p>(三好病院事務局・病院局経営改革課)</p>	<p>措置済み</p> <p>不措置</p>
			<p><参考：平成27年9月30日公表分></p> <p>相当期間経過後のレセプトについては、平成26年9月から処理案を作成し、再提出等の処理を進めている。</p> <p>会計処理については、意見のとおり改善するためには、個々の債権管理を行うための管理システムの導入が不可欠なことから、予算措置、事務処理方法を含めて見直しについて検討する。</p> <p>(三好病院事務局医事課・病院局総務課)</p>	<p>検討中</p>